

令和7・8年度

測量・建設コンサルタント等業務 追加申請の手引き

書面申請用

- ※ この手引きは、令和6年10月7日付け坂町告示第38号及び令和7年3月24日付け坂町告示第9号の内容の詳細を定めたものです。
書面申請をされる方は、この手引きをよく確認のうえ、誤り・記入漏れ等がないように十分に注意してください。
- ※ 令和5・6年度の申請様式・申請方法・添付書類等とは一部変更がありますので御注意ください。
- ※ 手書きの場合は、楷書体でハッキリと記入してください。
- ※ 電子入札用のＩＣカードをお持ちの方は、電子申請を行ってください。
何らかのトラブルで電子申請ができない場合に、窓口申請を行ってください。

- ・測量
- ・建築関係建設コンサルタント業務
- ・地質調査業務
- ・補償関係コンサルタント業務
- ・土木関係建設コンサルタント業務
- ・その他

坂

町

目 次

第1 資格審査の申請手順等

1 資格審査	2
2 提出書類の提出期間及び提出先	2
3 申請資格	2
4 入札参加資格の認定等	3
5 提出書類一覧表（資格審査申請書等）	3
6 提出方法及び注意事項等	5
7 個人情報の保護	6

第2 提出書類の記入要領

1 共通事項	6
2 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〔A〕〕	6
3 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〔B〕〕	8
4 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〔C〕〕	10
5 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〔D〕〕	13
6 営業所一覧表〔様式第2号〕	14
7 有資格技術職員名簿〔様式第3号〕	15
8 希望業務実績調書〔様式第4号〕	19

第3 問い合わせ先等	20
------------------	----

第1 資格審査の申請手順等

1 資格審査

坂町が令和7・8年度に発注する測量及び建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査（以下、「資格審査」という。）を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を所定の期日までに提出しなければなりません。

2 提出書類の提出期間及び提出先

提出期間・受付時間	提出先
令和7年4月 1日（火）から 令和8年9月15日（火）まで （土・日・祝祭日を除く） 8：30～17：30	坂町役場 2階 総務部企画財政課財政係 〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号 TEL 082（820）1507

※提出期間・提出先を間違えないよう、十分注意してください。

※提出期間を過ぎると受け付けることはできません。期間中に必ず申請してください。

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (3) 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- (4) 「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者
- (5) 直近2年間において、資格審査を申請する希望業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について、業務を行った実績（年間平均実績高の記載）のない者
- (6) 資格審査の申請を行うときに、坂町税の滞納がある者
- (7) 資格審査の申請において重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者
（過去に虚偽の申請を行い、坂町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から24か月を経過している者を除く。）
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く。）
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

建設業者等指名除外要綱により、坂町の指名除外の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

※ (1)～(8)の内容を十分に確認し、申請業種(分野・部門)及び内容をよく確認したうえで申請してください。

4 入札参加資格の認定等

(1) 入札参加資格の認定

入札参加資格を認定したときは、坂町ホームページで公表します。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請及び入札参加資格の認定を受けることができません。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度中に坂町が発注する委託業務において再委託を受けることはできません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、坂町が発注する業務において再委託を受けることはできません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和9年3月31日まで有効です。ただし、この入札参加資格は、有効期間以降においてもその年度における入札参加資格が認定される日まで有効とします。

なお、有効期間内であっても、3(2)～(4)の登録の取消し等により登録がなくなった場合は、当該部門の入札参加資格は失効します。

5 提出書類一覧表(資格審査申請書等)

提出書類は、次の表のとおりとします。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

(必要書類)

番号	資格審査申請書等	○必須 △該当の場合	注意事項等
1	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書 【様式第1号[A～D]】	○	
2	営業所一覧表【様式第2号】	○	・広島県内に契約締結権限のある営業所等が複数ある場合には、全部記入する。 ・県外業者で、広島県内に営業所がない場合には、坂町との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入する。 ・営業所等がない場合も提出する。
3	有資格技術職員名簿【様式第3号】	○	・坂町独自の様式です。この様式以外の様式で提出された場合は受付できません。(国土交通省の「技術者経歴書」とは異なります。)
4	希望業務実績調書【様式第4号】	○	・「14 現況報告書の副本の写し」(国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。)の提出があれば、省略可。ただし、「14 現況報告書の副本の写し」に記載以外の分野のものは省略できないため、別途作成。

番号	資格審査申請書等	○必須 △該当の場合	注意事項等
5	坂町税について滞納がないことを 坂町長が証した書面（写し不可）	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・坂町内に営業所等がないなどのため、坂町税を納める必要のない場合には不要。この場合、様式第2号の余白に「坂町税については、納税義務がありません」と記入する。 ・坂町税について 証明手数料：300円 ※ 坂町役場総務部税務住民課へお問合せください。 TEL 082（820）1502・1503
6	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの） 又はその写し	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。 ・消費税及び地方消費税について 証明手数料：400円 （オンライン交付請求の場合：370円） 国税庁のページ （納税証明書の交付請求手続） 「 http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm 」 ※ 詳細は最寄りの税務署へお問合せください。
7	法人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」及び「損益計算書」	○	・「14 現況報告書の副本の写し」（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。 ・資格審査申請書等を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表等を提出。
8	法人…登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「14 現況報告書の副本の写し」（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。
9	誓約書【様式第5号】	○	
10	委任状（代表取締役等から支店長などに対する委任事項を証した書面） （写し不可）【様式第6号】	△	・営業所一覧表【様式第2号】で記載の営業所ごとに必要。

番号	資格審査申請書等	○必須 △該当の場合	注意事項等
1 1	健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下、「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く）	△	- 健康保険及び厚生年金保険 保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの） - 雇用保険 概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量及び建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）
1 2	申出書【様式第7号】	△	社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出。
1 3	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し	△	申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。
1 4	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し	△	- 土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務について、それぞれ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であり、申請書の「15 法令等の登録等の有無」の欄に入力した場合に必要。 「14」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、「4」の希望業務実績調書、「7」の財務諸表等及び「8」の登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写しについては省略可。ただし、「4」の希望業務実績調書については、「14」の現況報告書に記載以外の分野のものは省略できないため、別途作成。

6 提出方法及び注意事項等

(1) 提出部数

資格審査申請書等 1 部

(2) 提出方法

持参、郵便又は信書便による。

(3) 注意事項

ア 資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった場合には、競争入札参加資格を認定しないことがあり、また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがありますので、十分注意してください。

イ 受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを1部作成し、様式第1号[D]に記入する申請事務担当者が保管してください。

ウ 提出書類の中で写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。

エ 提出書類については、5「提出書類一覧表」の順番に「ヒモ綴じ」してください。
ファイル等に綴じないでください。

オ 入札参加資格申請の申請書類はお返しできません。申請時には十分注意してください。

7 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では使用しません。

第2 提出書類の記入要領

1 共通事項

- (1) 申請年月日については、提出年月日を記入してください。
- (2) 提出書類は、本店（本社）で作成して提出してください。したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。申請者欄については、ゴム印等を使用しても構いません。
- (3) 登記簿上の本店と実際の事務を行っている主たる営業所の所在地が異なる場合には、両方を併記してください。
- (4) 提出書類の作成に当たっては、各様式に定めのあるものを除いて、資格審査の申請日を基準日として作成してください。
- (5) 申請書の記入については、ペン又はボールペンで行ってください。
また、電子媒体による申請はできませんので、A4版用紙に出力してから提出してください。
- (6) 「※」の欄には、何も記入しないでください。

2 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〔A〕〕

(1) 「01 法人番号」欄

法人の場合、国税庁から送付された「法人番号指定通知書」に記載された法人番号（13桁）を記入してください。（個人事業者の場合、記入は不要です。）

(2) 「02 法人・個人の区分」欄

該当する番号（1. 法人、2. 個人）を記入してください。

(3) 「03 商号又は名称（フリガナ）」欄

フリガナはカタカナを用いることとし、濁点（「」）及び半濁点（「゜」）は、1文字としないでください。なお、株式会社等の法人の種類を表す文字については、フリガナは不要です。

(正)

パ

バ

(誤)

ハ °

ハ °

(4) 「04 商号又は名称（漢字等）」欄

ア 株式会社等法人の種類を表す文字は、次の表の略号を用いて記入してください。

イ 括弧もそれぞれ1字とみなし、1枠ずつ記入してください。

ウ 商号又は名称が、漢字で表記される場合は漢字で記入し、カタカナで表記される場合はカタカナで記入し、ひらがなで表記される場合はひらがなで記入することとしますが、カタカナ及びひらがなの場合、濁点及び半濁点は1文字としないでください。

エ 文字がマスの中に収まらない場合には、適宜欄を追加して記入してください。

(例)

(	株	)
---	---	---

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人			
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)			

(5) 「05 代表者氏名(漢字等)」欄

姓と名との間は1文字空けて記入してください。

(例)

坂	町		太	郎
---	---	--	---	---

(6) 「06 郵便番号」欄

本店所在地の郵便番号を記入してください。

(7) 「07 本店所在地市区町村コード」欄

地方公共団体情報システム機構「地方公共団体コード住所」により、該当する市区町村コードを記入してください。(6桁で表示されますが、必ず左から5桁分のみを記入してください。)

地方公共団体情報システム機構:「<https://www.j-lis.go.jp/index.html>」

(例) 広島市中区の場合

3	4	1	0	1
---	---	---	---	---

(8) 「08 本店所在地(漢字等)」欄

「07」により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については、「- (ハイフン)」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。

(例1) 広島県広島市中区基町10番52号「広島県庁ビル6階」の場合

基	町	1	0	-	5	2											
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

広	島	県	庁	ビ	ル	6	階										
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(例2) 広島県福山市東桜町3番5号の場合

東	桜	町	3	-	5												
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(例3) 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号の場合

平	成	ヶ	浜	1	-	1	-	1									
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※都道府県名・市町村名等は記入しないでください。

(9) 「09 電話番号」及び「10 FAX番号」欄

左詰めで記入し、市外局番と市内局番等とは「- (ハイフン)」で結んでください。

(例)

0	8	2	－	8	2	0	－	1	5	0	7	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

(10) 「１１ Eメールアドレス」欄

個人の方のEメールアドレスでも構いませんが、町からの業務上の連絡に対応できる方のEメールアドレスを記入してください。なお、Eメールアドレスを持っていない場合は、空白のままとしてください。

(例)

H	i	r	o	s	h	i	m	a	_	k	@	p	-	r	e	f	.	j	p
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※ Eメールアドレス中、「大文字」、「小文字」、「－（ハイフン）」、「_（アンダーバー）」、「.（ドット）」等は、明確に記入してください。

(11) 「１２ Eメールアドレス区分」欄

項番「１１」欄に記入したEメールアドレスが法人用のときは「１」、個人用のときは「２」を記入してください。「１１」に記入していない場合は空白のままとしてください。

(12) 「１３ 県内営業所の有無」欄

県外業者・県内業者に限らず、広島県内に営業所（坂町と常時契約を締結する権限を委任されているものに限る。）がある場合に「１」を記入してください。ない場合は、空白としてください。

３ 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第１号〔B〕〕

(1) 「１４ 希望業務の内容」欄

資格審査を希望する業務分野の部門の下の欄に「１」を記入してください。

(業務内容)

業務分野の区分	業 務 部 門
測量	測量一般、地図の調整、航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子
その他	不動産鑑定、登記手続等、その他

(注意事項)

- 1 「測量」分野は、測量業法に基づく測量業者の登録を受けていない方は希望できません。
- 2 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち、「建築一般」部門については、建築士法に基づく建築士事務所の登録を受けていない方は希望できません。
- 3 「その他」分野のうち、「不動産鑑定」部門については、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者の登録を受けていない方は希望できません。

(2) 「14-1 その他業務の具体的な内容(希望業務)」欄

「その他」分野の「その他」を希望した方のみ、その内容を5項目以内で簡潔に記入してください。

なお、「その他」部門は、「測量」、「建築関係建設コンサルタント」、「地質調査」、「補償関係コンサルタント」、「土木関係建設コンサルタント」分野に該当しない電算関係業務、計算業務、工事資料等の整理、経済調査、環境調査、交通量調査、埋蔵文化財発掘調査支援業務、水質大気等の分析・解析等が対象となります。

(3) 「15 法令等の登録等の有無」欄

次の区分により、該当する登録等の下の欄に「1」を記入してください。

登 録 等	登録に関する法令
測 量 業 者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合
建 築 士 事 務 所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合
地 質 調 査 業 者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
補 償 コ ン サ ル タ ン ト	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
建 設 コ ン サ ル タ ン ト	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
不 動 産 鑑 定 業 者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合
土 地 家 屋 調 査 士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条による登録を受けている場合（法人の場合は、記入しない。）
司 法 書 士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第6条による登録を受けている場合（法人の場合は、記入しない。）
計 量 証 明 事 業 者	計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合

(4) 「16 登録等を受けている事業一覧」欄

該当する欄に登録年月日を記入してください。登録番号については、記入不要です。

なお、1つの登録の中に複数の部門等に登録がある場合には、登録年月日が最新のものを1つ選択して記入してください。

(例) 計量証明事業者（濃度）登録が令和4年10月1日、計量証明事業者（音圧レベル）登録が令和5年4月1日の場合は、「令和5年4月1日」を記入する。

- (5) 「17 補償関係コンサルタント登録業者の登録部門内容」及び「18 建設コンサルタント登録業者の登録部門内容」欄

各登録規程により登録している部門の下欄に「1」を記入してください。

4 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〔C〕〕

- (1) 「19 希望業務実績高」欄

各欄について、次のとおり記入してください。

ア 「② 直前2年度分決算」、「③ 直前1年度分決算」、「④ 直前2か年間の年間平均実績高」の各欄は、「① 競争参加資格希望業務区分」の区分（「測量」、「建築関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「補償関係コンサルタント業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「その他業務」の各業務分野）ごとに該当する欄に記入してください。

なお、業務内容については、3の(1)「業務内容」を参考にしてください。

※ 測量・建設コンサルタント等業務以外の業務の実績高は記入しないでください。（建設業やその他〔販売業等〕を兼業している場合は、その完成工事高、売上高は含みません。）

イ 「② 直前2年度分決算」欄、「③ 直前1年度分決算」欄

(ア) 「③ 直前1年度分決算」とは、申請日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算額を指します。（提出する財務諸表・現況報告書（以下「財務諸表等」という。）に定める期首から期末までの期間に合わせてください。）

(例) 9月末決算の会社であり、令和6年9月期の財務諸表の調製が完了していないため、提出する財務諸表は令和5年9月決算時のものとなる場合
→「直前1期」は令和5年9月を期末とする期となります。

（この場合に、令和6年9月期の実績高を記入しないでください。）

(イ) 「② 直前2年度分決算」とは、直前1年度分決算の前の1年間の決算額を指します。
これらの各決算については、千円未満を切り捨てとしてください。

ウ 「④ 直前2か年間の年間平均実績高」欄

②と③の両決算に基づき算定した年間平均実績高を指します。

（両決算の合計を2で除して得た数値であり、千円未満は四捨五入してください。）

なお、決算が1事業年度1回の場合には、「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」の各欄のうち、右側の欄のみに記入してください。

また、決算が1事業年度1回の業者で、中途に決算期の変更等をしたため、直前2か年間に決算期が3以上ある場合は、「③ 直前1年度分決算」の右側の欄に一番直近の決算期だけを記入し、続いて「② 直前2年度分決算」の右側の欄に次の決算期分を記入し、残りの全ての決算期分の合計を左側の欄に、まとめて記入してください。

エ **各々の金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とします。**

(例) 「測量」及び「建築関係建設コンサルタント業務」の2業種を希望する場合

「測量」の2か年の平均実績高 5, 000, 000円

「建築関係建設コンサルタント業務」の2か年の平均実績高 6, 000, 000円

① 競争参加資格希望業務区分
測量
建築関係建設コンサルタント業務
地質調査業務

④直前2か年間の年間平均実績高 (千円)							
				5	0	0	0
				6	0	0	0

オ 直前2か年の間に創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定してください。

(例1) 営業年度を変更したため、申請日の直前2か年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合 ⇒ **按分計算を行う。**

←	C	→	←	B	→	←	A	→
	(12か月)			(12か月)			(9か月)	
決		決		決		決		申
算		算		算		算		請
日		日		日		日		日
直前2年の各営業年度の合計月数……………				(A+B=21か月)				
不足月数……………				24-21=3か月				

$$\text{計算式: } \frac{A+B+(C \times 3 / 12)}{2} = \text{直前2か年間の年間平均実績高}$$

(例2) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24か月に満たない場合

各営業年度の実績高の合計額×1/2=直前2か年間の年間平均実績高

(例: 昨年度営業を開始して初の決算を迎え、測量業務2,000千円の実績のみの場合)

①競争参加資格希望業務区分	②直前2年度分決算	③直前1年度分決算	④直前2か年間の年間平均実績高
測量	0	2,000	1,000

(例3) 個人企業から法人組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併等した場合

移行前の企業又は吸収合併前の各企業等の契約実績(ただし、現企業の主として請負う業務と同業務の契約実績に限ります。)も実績高に含めてください。

(2) 「20 自己資本額」欄

株主資本等変動計算書を参考に次のとおり記入してください。

(個人事業者の方は、(次ページの注意事項)を参考にしてください。)

ア 「① 株主資本」

「資本金」に「新株式申込証拠金」、「資本剰余金」、「利益剰余金」、「自己株式申込証拠金」を加え「自己株式」を減じた額を記入してください。外資系企業の場合には、上段()内に外国資本の額を内数で記入してください。

なお、組合にあっては、「組合の基本財産」と「組合員の払込資本金」に「利益剰余金」を加えた合計額を記入してください。

イ 「② 評価・換算差額等」

「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」、「土地再評価差額金」があった場合はその合計額を記入してください。

ウ 「③ 新株予約権」

「新株予約権」（株式会社に対して行使することにより、当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利）があった場合は、その額を記入してください。

また、自己資本額がマイナスの場合には、最左の枠に「－」を記入してください。

(例) 自己資本額が「－ 1 2, 3 4 5 千円」の場合

－						1	2	3	4	5
---	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---

(3) 「2 1 損益計算書」の「税引前当期利益 (S)」欄

直前の決算期の損益計算書の「税引前当期純利益」を記入してください。

(「直前の決算期」とは、「1 9 希望業務実績高」の直前 1 期及び提出の財務諸表等の決算期と同じです。)

(4) 「2 2 貸借対照表」の「① 流動資産 (M)」、「② 流動負債 (N)」、「③ 固定資産 (Q)」及び「④ 総資本額 (R)」の各欄

直前の決算期の貸借対照表の各金額を記入してください。

(「直前の決算期」とは、「1 9 希望業務実績高」の直前 1 期及び提出の財務諸表等の決算期と同じです。)

「総資本額」とは、「資産合計 (負債純資産合計)」をいいます。

(注意事項)

○ 個人事業者の方の「2 0 自己資本額」、「2 1 損益計算書」及び「2 2 貸借対照表」の記入方法について

1 「2 0 自己資本額」

「④ 計 (P)」欄のみの記入で構いません。この金額は提出する貸借対照表の「純資産合計 (期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定)」と一致するようにしてください。

※青色申告決算書の貸借対照表の場合、「純資産合計＝期首元入金＋青色申告特別控除前の所得金額＋事業主借－事業主貸」となります。

※個人事業者の方で、青色申告を行ってない場合も自己資本額の記載は必要です。

この場合は、青色申告決算書の貸借対照表のフォームを利用するなどして作成した貸借対照表をもとに記載してください。

2 「2 1 損益計算書」(税引前当期利益)

貸借対照表の「本年利益 (損失)」欄の金額、または損益計算書の所得金額 (確定申告において青色申告をしている者は、青色申告特別控除前の所得金額) を記入してください。

3 「2 2 貸借対照表」

「① 流動資産」、「② 流動負債」及び「③ 固定資産」欄は、貸借対照表をもとに正しく記入してください。損益計算書に「流動資産計」、「固定資産計」及び「流動負債計」欄がない場合においても、「流動・固定」の区分を間違えないよう科目を十分に確認して計算し、それぞれ記入してください。

「④ 総資本額 (負債資本合計)」は、貸借対照表の資産の部の「事業主貸」欄の金額を含めないように注意してください。

総資本額＝「資産の部の合計」－「事業主貸」

または「流動資産計」＋「固定資産計」＋「繰延資産計」

- (5) 「23 経営比率」の「① 総資本純利益率」、「② 流動比率」及び「③ 自己資本固定比率」の各欄それぞれ小数点第二位以下の数値を四捨五入して小数点第一位までの数値を記入してください。

- (6) 「24 外資状況」欄

外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社会区分の番号（1、2又は3のいずれか）に「○」印を付するとともに、〔国名： 〕内に外国名を、（比率： %）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。

1又は2に該当するとき、又は3に該当し比率の合計が50%を以上のときは、下の欄に「1」を記入してください。

なお、「2 日本国籍会社（比率100%）」とは、100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは、一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

- (7) 「25 営業年数等」欄

入札参加希望業務に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から申請日までの期間（1年未満の端数は、これを切り捨てます。）から、当該事業を中断した期間を控除した期間を右詰めで記入してください。（営業開始日は、登記簿（法人）や現況報告書に記載されています。）

また、組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。

企業の合併が行われたときは、合併前の各企業のうち古いものの創業時をとることができます。

（会社沿革等の確認資料を別途提出してください。）

5 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号〔D〕〕

- (1) 「26 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄

資格審査の申請日において、申請者が常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他職員」の欄には、それ以外の職員の数を実人数で記入してください。

臨時職員、パート職員、非常勤職員等は計上しないでください。

「技術職員」と「事務職員」を兼ねている場合は、「技術職員」として優先計上してください。

また、「④ 計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記入し、「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記入してください。

- (2) 「27 有資格者数」欄

資格審査の申請日における常勤職員のうち、該当する者等がある者の人数を記入してください。

1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。ただし、「1・2級」や「士・士補」の資格をそれぞれ有している場合は、上位の資格のみ計上してください。

1級建築士の免許を受けている者が、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者である場合は、1級建築士の欄には計上しないでください。構造設計1級建築士証と設備設計1級建築士証の両方の交付を受けている者である場合は、それぞれ重複して計上してください。

最も右の「横計」の欄には、横の行の各欄に記入した有資格者の合計人数をそれぞれ記入し、「①～⑦の計」の欄に、①横計から⑦横計の合計を記入してください。

最も下の「縦計」の欄には、縦の列の各欄に記入した有資格者の合計人数を記入してください。

(注意事項)

- 1 5 (1) 及び (2) において、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な雇用関係（定期・定額給与の支払対象者、社会保険の納付対象者であること等）を有することをいいますので注意してください。
- 2 「常時雇用」及び「常勤」関係に疑義がある場合は、上記客観的な判断事項に関する資料の提出を求めることがあり、虚偽の申請と認められる場合は、入札参加資格を認定しないことがあるので十分注意してください。
- 3 友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載される方が見受けられます。
あくまで、**自社の職員数のみを記載してください。**
- 4 専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事する技術職員を計上してください。
- 5 「縦計」の欄に記入した人数を合計した人数と「①～⑦の計」の欄に記入した人数が一致することを確認して提出してください。
- 6 有資格者として計上した人は、必ず「有資格技術職員名簿（様式第3号）」に記入し、この欄の資格数と名簿の資格数とが一致するように確認してください。

(3) 「28 建設業の許可番号」欄

坂町の建設工事等の入札参加資格審査を申請している場合に限り、記入してください。

なお、〈大臣・知事コード〉欄は、大臣許可の場合は「00」、知事許可の場合は、「都道府県コード」を記入してください。（例 広島県＝「34」）

(4) 「29 TECRIS 業者登録番号」欄

（一財）日本建設情報総合センターの運営する「調査設計、測量並びに地質調査に関する実績情報サービス」（TECRIS）の企業ID（10桁又は8桁）を記入してください。

8桁の場合は左詰めで記入してください。登録がない場合は、記入不要です。

(5) 「☆ 申請事務担当者」欄

当該申請書の作成等、申請事務を実際に担当した者の所属部署名、担当者氏名、連絡先の電話番号、FAX番号及び申請事務担当者メールアドレスを記入してください。

なお、行政書士等代理人が作成等された場合は、欄外の余白に作成者の氏名、連絡先の電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記入してください。

6 営業所一覧表〔様式第2号〕（県内・県外全業者必須）

申請日現在で存在する本店以外の営業所（＝支店）を記載する様式です。

本店を記載しないでください。

本店以外に営業所がない場合も、「01」から「10」までを空白で提出してください。

(1) 坂町との契約締結権限

坂町との契約締結権限のある営業所（支店）を記載してください。

（坂町と契約締結権限のない営業所や連絡所等は記入しないでください。）

(2) 記載が必要な営業所

ア 県外業者で広島県内に支店がない場合

本店以外で常時業務委託契約を締結する権限を有する支店のうちで、最寄りの支店（1か所）を記入してください。

(例①) 本店が東京都にあり、支店が岡山県にあり、広島県内にはない場合 → 岡山県の支店を記載する。

(例②) 本店が東京都にあり、支店は大阪府・広島市にあるが、坂町との契約は広島支店では行わず、大阪府の支店で行う場合 → 大阪府の支店を記載する。

イ 県外業者で広島県内に支店がある場合

本店以外で常時業務委託契約を締結する権限を有する県内の支店を記入してください。

複数の県内営業所がある場合は、様式を県内営業所ごとに作成してください。

(例③) 本店が東京都にあり、支店が広島市・大阪府にある場合 → 広島県内の支店（広島支店）を記載する。

ウ 県内業者で広島県内に支店がある場合

本店以外で業務委託契約を締結する権限を有する県内の支店を記入してください。

複数の県内営業所がある場合は、様式を県内営業所ごとに作成してください。

(例④) 本店が広島市にあり、支店が福山市、三原市にある場合 → 広島県内の支店（福山・三原支店）を記載する。

(例⑤) 本店が広島市にあり、支店が福山市、岡山県にある場合 → 広島県内の支店（福山支店）を記載する。

複数の営業所がある場合は、様式を複写の上、営業所ごとに作成して提出してください。

(3) 「01 営業所名称（フリガナ）」及び「02 営業所名称（漢字等）」欄

ア 会社名は記入せず、「～支店」「～営業所」のみ記入してください。

イ 「01 営業所名称（フリガナ）」欄の記入について

名称のフリガナをカタカナで記入し、濁点（「」）及び半濁点（「゜」）については、1文字として記入しないでください。（6ページの2（3）を参考にしてください。）

ウ 「02 営業所名称（漢字等）」欄の記入について

名称が漢字で表記される場合は漢字で記入し、カタカナで表記される場合はカタカナで記入し、ひらがなで表記される場合はひらがなで記入してください。

カタカナ及びひらがなの場合、濁点及び半濁点は1文字としないでください。

(4) 「03 代表者氏名（漢字等）」欄

記入する営業所の委任を受けた代表者の氏名を姓と名との間は1文字空けて記入してください。

(5) 「04 郵便番号」欄

記入する営業所の所在地の郵便番号を記入してください。

(6) 「05 営業所の所在地市区町村コード」欄

地方公共団体情報システム機構「地方公共団体コード住所」により、該当する市区町村コードを記入してください。（7ページの2（7）を参考にしてください。）

(7) 「06 営業所の所在地（漢字等）」欄

「05」により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については、「ー（ハイフン）」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。（7ページの2（8）を参考にしてください。）

(8) 「坂町税の納税義務について」欄

坂町税の納税義務がない場合は、余白に『坂町税については、納税義務がありません。』と記入して提出してください。

7 有資格技術職員名簿〔様式第3号〕

(1) この様式に記載する有資格技術者は、資格審査の申請日時点において、申請者が常時雇用している技術者としてください。

- (2) 「営業所等」の欄には、当該技術者が所属している本店、支店及び営業所等を記入して所属単位ごとにまとめて記入してください。
- (3) 「氏名」の欄には、氏名を姓と名の間を1文字空けて記入してください。フリガナは1文字空けることなく詰めて記入してください。
- (4) 「有資格区分コード」欄には、17ページ以下の有資格区分コード表の分類に従い、該当する番号を記入してください。コード表に該当する資格を持たない技術職員については、記入しないでください。
- (5) 資格が6以上あって記入が2段になる場合は、「営業所等」、「氏名」、「フリガナ」及び「生年月日」は最上段のみ記入してください。
- (6) 本表が2枚以上となる場合には、同一の様式を用いて引き続き記入し、右肩の ／ 頁に1／5、2／5、…、5／5のように記入してください。
- (7) 各ページの下段余白に、各資格コードの人数の小計を記載してください。最終ページの下段余白には、小計及び合計を記載してください（書き方は問いません。）。

(注意事項)

- 1 「常時雇用」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険の納付対象者であること等）を有することをいいますので注意してください。
- 2 「常時雇用」関係に疑義がある場合は、上記客観的な判断事項に関する資料の提出を求めることがあり、虚偽の申請と認められる場合は、入札参加資格を認定しないことがあるので十分注意してください。
- 3 友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載される方が見受けられます。
あくまで、**自社の職員数のみを記載してください。**
- 4 次の有資格コードに該当しない技術職員の氏名は、記入しないでください。
- 5 専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事する技術職員を計上してください。
- 6 様式第1号〔D〕の「27 有資格者数」欄に記載した資格数とこの様式に記載する資格数は同数となるよう、十分注意して記入してください。

◎技術職員区分分類表及び有資格区分コード表

根拠法令	資格コード	資格の区分・名称等
建築士法	８４１	構造設計一級建築士（建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、構造設計一級建築士証の交付を受けた者）
	８４２	設備設計一級建築士（建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、設備設計一級建築士証の交付を受けた者）
	１３７	一級建築士（建築士法による一級建築士の免許を受けている者。構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。）
	２３８	二級建築士（建築士法による二級建築士の免許を受けている者。一級建築士の免許を受けている者、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。）
	０６２	建築設備士（建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示による建築設備資格者の登録を受けている者）
建設業法	１１３	一級土木施工管理技士（建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者）
測量法	１０１	測量士（測量法による測量士の登録を受けている者）
	２０２	測量士補（測量法による測量士補の登録を受けている者。測量士の登録を受けている者を除く。）
計量法	２２２	環境計量士（計量法による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）
不動産の鑑定 評価に関する 法律	２４１	不動産鑑定士（不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者）
	３４２	不動産鑑定士補（不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者。不動産鑑定士の登録を受けている者を除く。）
土地家屋 調査士法	２４３	土地家屋調査士（土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者）
司法書士法	２４４	司法書士（司法書士法による司法書士の登録を受けている者）
	３０１	建築積算士（建築積算資格者）（公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士（建築積算資格者）試験に合格し、登録を受けている者）
技術士法	１６１	技術士：機械部門 選択科目 ※１
	１６２	〃：機械部門 選択科目 その他
	１６３	〃：電気電子部門
	１６４	〃：建設部門 選択科目 土質及び基礎
	１６５	〃：建設部門 選択科目 鋼構造及びコンクリート
	１６６	〃：建設部門 選択科目 都市及び地方計画
	１６７	〃：建設部門 選択科目 河川、砂防及び海岸・海洋
	１６８	〃：建設部門 選択科目 港湾及び空港
	１６９	〃：建設部門 選択科目 電力土木
	１７０	〃：建設部門 選択科目 道路
	１７１	〃：建設部門 選択科目 鉄道
	１７２	〃：建設部門 選択科目 トンネル
	１７３	〃：建設部門 選択科目 施工計画、施工設備及び積算
	１７４	〃：建設部門 選択科目 建設環境
	１７５	〃：農業部門 選択科目 農業農村土木 ※２
	１７６	〃：森林部門 選択科目 森林土木
	１７７	〃：水産部門 選択科目 水産土木
	１７８	〃：情報工学部門
	１７９	〃：応用理学部門 選択科目 地質
	１８０	〃：応用理学部門 選択科目 その他
	１８１	〃：上下水道部門 選択科目 上水道及び工業用水道
	１８２	〃：上下水道部門 選択科目 下水道

根拠法令	資格コード	資格の区分・名称
技術士法	183	技術士：上下水道部門 選択科目 水道環境
	184	〃：その他の部門（総合技術監理部門を除く。）
	※3	〃：総合技術監理部門
一般社団法人 建設コンサル タント協会の 行うRCCM 資格試験に合 格し、登録を 受けている者	701	RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋
	702	〃：港湾及び空港
	703	〃：電力土木
	704	〃：道路
	705	〃：鉄道
	706	〃：造園
	707	〃：都市計画及び地方計画
	708	〃：地質
	709	〃：土質及び基礎
	710	〃：鋼構造及びコンクリート
	711	〃：トンネル
	712	〃：施工計画、施工設備及び積算
	713	〃：建設環境
	714	〃：上水道及び工業用水道
	715	〃：下水道
	716	〃：農業土木
	717	〃：森林土木
	718	〃：機械
	719	〃：電気電子
	720	〃：水産土木
公認会計士法	245	公認会計士（公認会計士法による公認会計士の資格を有し、登録を受けている者）
	346	会計士補（公認会計士法による会計士補の資格を有する者。公認会計士である者を除く。）
税理士法	247	税理士（税理士法による税理士の資格を有し、税理士名簿に登録をしている者）
電気事業法	258	第1種電気主任技術者（電気事業法による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者）
電気通信事業 法	223	第1種伝送交換主任技術者（電気通信事業法による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者）
	224	線路主任技術者（電気通信事業法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者）
中小企業指導 事業の実施に 関する基準を 定める省令	248	中小企業診断士（中小企業診断士として登録を受けている者）
	251	地質調査技士（一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者）
	302	土地区画整理士（国土交通大臣の行う土地区画整理士技術検定に合格し、登録を受けている者）
	001	建設コンサルタント業務実務経験者 ※4
	002	用地調査等業務実務経験者 ※5
	003	公共用地取得実務経験者 ※6

(注意点)

- ※1 技術士の資格コード「161」に該当する「機械部門」の「選択科目」は平成15年以前に取得した場合は「液体機械」、「建設、鉱山及び運搬機械」又は「機械設備」とし、平成16年以降に取得した場合には「機械設計」、「流体工学」又は「交通・物流機械及び建設機械」とする。
- ※2 技術士の資格コード「175」に該当する「農業部門」の「選択科目」は平成30年以前に取得した場合は「農業土木」とする。
- ※3 総合技術監理部門については該当する選択科目によって161～183の資格コードを適用する。
一人の技術者が同じ資格コードの技術士の資格を有している場合には、同じコードを重複して2つ記入する。なお、184については一人の技術者で1つまでとする。
- ※4 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目(橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。)を習得し、建設コンサルタント業務(建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。)に20年以上の実務経験を有する者。
(2) 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者。
(3) その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者。
- ※5 (1) 補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償、特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償)のいずれかに係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者。
(2) 補償業務全般に関する指導監督の実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験を有する者。
(3) 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格を有する者で一般財団法人公共用地補償機構の行う「補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修」を修了した者。
- ※6 国、地方公共団体等にあつて、公共用地の取得等に関する実務経験を10年以上有する者。

8 希望業務実績調書〔様式第4号〕

- (1) 希望業務実績調書は、希望業務内容(測量、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、その他)別に作成してください。(現況報告書がある分野については省略できます。)
- (2) 直前1年間の主な契約について、契約金額が高額である順に10件まで記入してください。
- (3) 「直前1年間」とは、町に提出する財務諸表等に定める期の期首から期末までの期間です。
(「19 希望業務実績高」と同じです。)申請日の直前1年間ではないので注意してください。
- (4) 「直前1年間の主な契約」とは、直前の営業年度内において契約されたものをいいます。
※契約期間が次の営業年度に及ぶものを含みます。「直前1年間」以降の契約分は含みません。
※直前1年間の実績がなく、その前年1年間に実績がある場合のみ、その前年の実績を入力してください。
- (5) 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記入し、「件名」の欄については、下請件名を記入してください。
- (6) 「業務の対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記入してください。
- (7) 「委託契約金額(千円)」欄については、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入してください。
(千円未満は切り捨て)

第3 問い合わせ先等

1 問い合わせ先

坂町役場 総務部企画財政課財政係

〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号

TEL 082(820)1507

2 入札参加資格審査申請書及び申請の手引きの入手方法

入札参加資格審査申請書及び申請の手引きは、「坂町ホームページ」から入手してください。

坂町ホームページ

「<https://www.town.saka.lg.jp/category/事業者の方へ/入札・契約/>」